

1.確認申請が必要な建築物等

	用途・構造	規模・区域	工事種別	memo
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等	A > 200㎡ (当該用途に供する部分)	建築※1 大規模修繕 大規模模様替 特殊建築物への用途変更	※「葬祭場」は「集会場」と取扱う。 [長屋、銀行(事務所)、動物病院は特殊建築物ではない]
	病院、診療所(病室あり)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎(グループホーム)、児童福祉施設等			
	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、スキー場、ホーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場等			
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、飲食店、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗等			
	倉庫			
	自動車車庫、自動車修理工場、映画(テレビ)スタジオ			
2	木造	F ≧ 3 又は A > 500㎡ 又は H > 13m 又は 軒高 > 9m	建築※1 大規模修繕 大規模模様替	
3	木造以外	F ≧ 2 又は A > 200㎡		
4	その他 (防火・準防火以外において10㎡以下の増改築、移転を除く)	都市計画区域内※2 又は 土砂災害特別警戒区域内の居室のある建築物	建築※1	床面積の合計
昇降機	エレベーター、ダムウェーター、エスカレーター等	全域	設置	工事届不要
	工 作 物		煙突(H > 6m)、柱(H > 15m)、広告塔等(H > 4m)、高架水槽・サロ(H > 8m)、擁壁(H > 2m)、観光用EV等遊戯施設、用途規制適用指定工作物	

※ A：延べ面積、F：階数、H：高さを示しています。

※1 建築：建築物の新築、増築、改築、移転を指します。

※2 都市計画区域内であっても四万十市・佐川町・越知町・中土佐町・黒潮町には確認不要区域があり、都市計画区域外であっても中土佐町には確認必要区域がありますので、各市町でご確認ください。

2.確認申請を必要としないもの

- ・防火、準防火地域以外で10㎡以下の増改築、移転のもの。
- ・都市計画区域外で建築基準法第6条第1項1～3号以外の建築物
(土砂災害特別警戒区域内の居室のある建築物を除く)
- ・災害があった場合の応急仮設建築物又は工事用仮設建築物等

* 確認申請が不要な建築物でも、法令(一部除く)に適合しなくてはなりません。

3. 消防の同意を要しない建築確認

地域	用途等	適用条件	memo
防火、準防火地域以外	一戸建て住宅	専用住宅（住宅以外の面積が延床面積の1/2未満かつ50㎡以下の併用住宅を含む）	
全域	計画通知・建築設備・工作物		

4. 設計又は工事監理の資格（代理者は行政書士または建築士）

区分	用途、構造、規模	工事種別	memo
一級建築士	①学校、病院、劇場・集会所等、百貨店 A > 500㎡	建築※3 大規模修繕 大規模模様替	
	②木造 H > 13m又は軒高 > 9m		
	③木造以外 A > 300㎡、H > 13m又は軒高 > 9m		
	④A > 1,000㎡かつF ≥ 2		
二級建築士以上	①木造以外 A > 30㎡	〃	高知県建築士法施行条例 第3条～5条
	②A > 100㎡（木造 A > 300㎡）又はF ≥ 3		
木造建築士以上	①木造 A > 60㎡(都計内) A > 100㎡(都計外)	〃	

※ A：延べ面積、F：階数、H：高さを示しています。

※3 建築：建築物の新築、増築、改築を指します。

●問い合わせ先

○上記内容について

高知県土木部建築指導課 審査担当（TEL：088-823-9864）

幡多土木事務所 建築審査班（TEL：0880-34-5222）

※業務範囲については下記表による

○下記については建築地の市町村へお問合せください。

用途地域、防火等地域、容積率、建蔽率、道路種別、絶対高さ制限、外壁後退、最低敷地面積、地区計画、景観計画、各市町村条例等

※高知県土木部建築指導課・幡多土木事務所建築審査班 業務範囲区分

高知県建築指導課（本庁舎）				幡多土木事務所
■ 室戸市	■ 東洋町	□ 芸西村	□ 日高村	■ 黒潮町
■ 安芸市	□ 奈半利町	■ 本山町	■ 佐川町	■ 四万十市
■ 香南市	□ 田野町	□ 大豊町	■ 越知町	■ 宿毛市
■ 香美市	□ 安田町	■ 土佐町	■ 中土佐町	■ 土佐清水市
■ 南国市	□ 北川村	□ 大川村	■ 四万十町	□ 三原村
■ 土佐市	□ 馬路村	■ いの町	□ 梶原町	□ 大月町
■ 須崎市		□ 仁淀川町	□ 津野町	

■：都市計画区域を定めている市町